令和８年度第２回市有財産（土地）
売り払い一般競争入札実施要領

入札に参加される方は、この要領をよく読み、内容を把握した上で、ご参加ください。

＜目次＞

		（ページ番号）
１	入札物件	１
２	土地の無償貸付	１
３	入札参加資格	１～２
４	入札参加の申込	２～３
５	現地説明会	３
６	入札保証金の納付	３
７	入札及び開札	４～５
８	落札者の決定	５
９	契約の締結	５
１０	契約に付す条件	５～６
１１	契約保証金及び売買代金の支払い方法	６
１２	所有権の移転及び物件の引渡し	６～７
１３	留意事項	７
１４	問合せ先	７
１５	参考法令	８～１０

１　入札物件

入札に付す物件は次のとおりです。

1	土地	所在地番	富山市八尾町福島字上野９６１番３
		地目	宅地
		地積（公簿／実測）	２２３．９３㎡／２２３．９３㎡
		所在地番	富山市八尾町福島字上野９６２番１
		地目	宅地
		地積（公簿／実測）	２７，１６７．５３㎡／２７，１６７．５３㎡
	予定価格		１３６，０００，０００円

【留意事項】

(1) 入札物件の詳細については、物件調書をご覧ください。物件調書は管財課窓口及び富山市公式ウェブサイト上で公開します。

(2) 売買契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号の規定により、富山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１７年富山市条例第６８号）第３条に定める議決を要する契約です。落札後に売買仮契約を締結した上で、令和８年１２月に開催される富山市議会において、議案が可決されたときに売買仮契約の内容をもって本契約となります。否決された場合、売買仮契約は無効となり、本契約とはなりません。

２　土地の無償貸付

(1) 落札者は、所有権移転した時から令和９年３月３１日又は無償貸付契約の終了希望日のいずれか早い日まで、入札物件１の一部（以下「無償貸付地」という。範囲は、物件調書中「使用貸借範囲」のとおり。）を隣接する市道の整備に係る資機材置場、駐車場及び工事現場事務所並びに量水器及びカーブミラー用地として、本市に無償で貸し付ける。

(2) 前号の終了希望日は、内容証明郵便その他到達の事実を確認できる方法により、終了希望日の１５日前までに本市から落札者へ通知する。

３　入札参加資格

入札への参加は、個人法人を問いません。ただし、次に該当する方は入札に参加することはできません。なお、市有財産を売却する際の入札参加資格確認に当たり、富山市暴力団排除条例（平成２４年条例第１３号）により、申込者が暴力団関係者でないことを、富山中央警察署を通じて富山県警察本部に照会することがありますのでご了承ください。

(1) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３の規定に該当する者

(2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

(3) 富山市暴力団排除条例（平成２４年条例第１３号）第２条第２号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同条第１号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 市町村税又は国税を滞納している者

(5) 過去２年の間に、富山市が行った土地又は建物の一般競争入札による売却において、落札者とされたにもかかわらず契約を締結せず、又は締結した契約を誠実に履行しなかった者

４　入札参加の申込

(1) 受付期間等

ア　期間　令和８年１０月２８日（水）から同年１１月２０日（金）まで（富山市の休日を定める条例（平成１７年富山市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ　時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで

ウ　場所　富山市新桜町７番３８号
　　富山市役所西館４階　管財課財産管理係

エ　方法　受付期間内に受付場所へ必要書類を持参

(2) 必要書類

ア　入札参加申込書兼誓約書

イ　添付書類（発行日から３か月以内のもので原本）

＜個人の場合＞

(ｱ) 国税に関し未納がないことを証する納税証明書（その３の２）　１通
（住所地を所轄する税務署にて交付のもの）

(ｲ) 市町村税に関し未納がないことを証する納税証明書　１通
（住所のある市町村の税窓口にて交付のもの）

(ｳ) 印鑑登録証明書　１通

(ｴ) 身分証明書（日本国籍の方のみ）　１通
（本籍地のある市町村で交付のもの）

(ｵ) 登記されていないことの証明書（外国籍の方のみ）　１通
（最寄りの法務局で交付のもの）

＜法人の場合＞

(ｱ) 国税に関し未納がないことを証する納税証明書（その３の３）　１通
（本社の所在地を所轄する税務署にて交付のもの）

(ｲ) 市町村税に関し未納がないことを証する納税証明書　１通
（本社のある市町村の税窓口にて交付のもの）

（ｳ）履歴事項全部証明書　１通
（ｴ）印鑑証明書　１通

(3) 注意事項

ア　電話、郵送による受付は行いません。

イ　「市町村税に関し未納がないことを証する納税証明書」については、発行する市町村により名称が異なる場合があります。発行されない市町村は、当該市町村（東京都特別区は都）に賦課されている全ての税についての最新の納税証明書を添付してください。

ウ　共有名義で申し込むことも可能です。この場合、共有者全員の添付書類が必要です。

エ　売買契約及び所有権移転登記は入札参加申込書兼誓約書に記載された名義でしか行いません。

オ　申込受付後、入札参加申込受付書を交付しますので、入札当日に必ず持参してください。

カ　提出された書類は、理由の如何に関わらずお返ししません。

キ　申込受付後、入札までに「３　入札参加資格」に定める入札参加資格を有しないことが判明した場合は、入札参加申込の受付を取り消します。

５　現地説明会

現地説明会は開催しませんので、必ず事前に現地、現況及び近隣状況を確認ください。

なお、入札物件内に入る場合、現地確認予定日の前日（休日を除く。）午後５時１５分までに連絡（富山市役所財務部管財課財産管理係　電話　０７６－４４３－２０２３）ください。

６　入札保証金の納付

(1) 入札者は、入札する物件ごとに、入札しようとする金額の１００分の１０以上の額の現金又は富山市内を支払地とした銀行の自己宛小切手（振出日から５営業日以内のもの）を入札当日に持参し、入札前に入札保証金としてお支払いください。小切手の場合は、持参人払式小切手とします。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、売買契約締結時に全額を契約保証金に充当します。なお、落札者が売買契約を締結しない場合には、入札保証金は本市に帰属し、返還はしません。

(3) 落札者以外の方が納付した入札保証金は、全ての入札の開札後に返還します。

(4) 入札者が株式会社などの営利法人や個人である商人の場合は、入札保証金の返還の際、領収証書に２００円の収入印紙を貼付してください。

７　入札及び開札

本入札は出場入札とし、即時開札します。

(1) 日時及び場所

ア　日時　令和８年１１月２４日（火）午前１１時から

イ　場所　富山市役所東館４階入札室

(2) 入札当日お持ちいただくもの

ア　入札参加申込受付書

イ　入札保証金

ウ　入札書及び封筒（封かん用）

エ　市有財産売り払い一般競争入札に係る委任状（代理人が入札する場合）

オ　入札参加者の身分を証明できるもの（運転免許証等）

カ　入札参加申込書兼誓約書に押印した印鑑（代理人が入札する場合は「市有財産売り払い一般競争入札に係る委任状」の代理人欄に押印した印鑑）

キ　入札者が営利法人や個人である商人の場合は、「入札保証金払戻請求書兼領収証書」に貼付する２００円分の収入印紙

(3) 入札における注意事項

ア　入札書は所定の様式にて、所要の事項を明記し、記名押印し、封かんの上、封筒に入札者の氏名、件名及び「入札書在中」と記載して入札箱に投函してください。

　入札書には入札参加申込書兼誓約書に押印した印鑑（代理人が入札する場合は、「市有財産売り払い一般競争入札に係る委任状」の代理人欄に押印した印鑑）を使用してください。

イ　代理人が入札する場合は、「市有財産売り払い一般競争入札に係る委任状」を必ず持参してください。

ウ　入札保証金の１０倍を超える入札金額での入札は無効となります。

（例えば入札保証金の額が１００万円の場合、入札書に記載できる金額は、１，０００万円までとなります。）

エ　「市有財産売り払い一般競争入札心得」を熟覧の上、入札に参加してください。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア　入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ　委任状を持参しない代理人のした入札

ウ　所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

エ　指定した方法以外で提出された入札

オ　入札書に記名押印のない入札（使用印鑑が異なる場合を含む）

カ　入札金額を訂正した入札

キ　入札書の記載事項が不明瞭であり、意思表示が確認できない入札

ク　入札に際して不正の行為があったと認められる入札
ケ　同一人の同一事項に対する２通以上の入札
コ　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札
サ　予定価格を下回る価格を記載した入札
シ　その他入札に関する条件に違反した入札

８　落札者の決定

落札者は、開札後直ちに決定します。
(1) 本市が定める予定価格以上かつ最高額で入札した方を落札者とします。
(2) 最高額の入札者が複数者いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
(3) 開札結果については、「落札者名」及び「落札金額」を管財課窓口及び富山市公式ウェブサイト上で公表します。

９　契約の締結

本市との売買契約は、落札決定の日から令和８年１２月８日（火）まで（休日を除く。）に締結します。
(1) 指定期限までに売買契約が締結されないときは、落札者としての資格を失い、入札保証金は本市に帰属します。
(2) 売買契約は、「落札者」名義で締結します。
(3) 売買契約書（市保管のもの１部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
(4) 富山市議会において議案が可決されたことをもって本契約となります。売買仮契約は富山市議会の議決が得られることを約束するものではありません。

１０　契約に付す条件

売買契約には、次の用途等の条件を付します。
(1) 用途等の制限
ア　売却物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第６号までに規定する者、反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。
イ　売却物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
ウ　騒音、悪臭が発生する又は環境を汚染する用に供してはならない。
エ　「２　土地の無償貸付」に係る事項
オ　売却物件の所有権を第三者に移転する場合には、アからウまでに定める事項を承継させなければならない。ただし、無償貸付地を本市に無償貸付中の間かつ無

償貸付地を含む土地の所有権を第三者に移転する場合、アからウまでに定める事項に加え、「２　土地の無償貸付」に係る事項（第三者への所有権移転時には、「落札者」を「所有者」と読み替える。）を承継させなければならない。」を承継させなければならない。

カ　売却物件を第三者に使用させる場合には、アからウまでに定める事項に反する使用をさせてはならない。

(2) 実地調査等

本市は、(1) に定める内容に関し必要があると認めるときは、実地調査を行い又は買主に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(3) 違約金

(1) 又は(2) に違反した場合は、違約金として売買代金の１００分の１０に相当する金額を、本市に支払わなければならない。

１１　契約保証金及び売買代金の支払い方法

契約保証金及び売買代金の支払いについては、次のとおりです。

(1) 売買契約締結時に売買代金の１００分の１０以上の額の契約保証金が必要となりますが、既に納付済みの入札保証金の全額を充当します。

(2) 売買代金と契約保証金との差額（残金）は議決後に本市が速やかに発行する納入通知書に記載の納入期限（納入通知書発行日から起算して３０日以内）までに一括してお支払いください。

(3) 残金の支払いが行われずに売買契約が解除された場合、契約保証金は返還されず、本市に帰属します。

１２　所有権の移転及び物件の引渡し

(1) 売買代金（残金）の支払い確認後に所有権（量水器は、移設完了後に所有権を移転します。）は移転し、所有権の移転と同時に現況有姿で引渡しがあったものとします。ただし、売買代金（残金）の支払い確認後の所有権移転時に、売却物件に係る現況からの変更箇所に記載の①から⑤の変更が完了していない場合、変更が完了していない箇所については、変更完了後（最長で令和９年３月３１日）に変更した状態で引渡します。

(2) 物件（土地）の引渡し後、本市において土地の所有権移転登記手続を行い、所有権移転登記が完了次第、落札者に登記識別情報通知をお渡しします。所有権移転登記は、登記地積で行います。

(3) 所有権移転登記時に課税される登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、落札者の負担となります。

(4) 所有権移転登記手続に際して、次の書類を提出してください。

ア　売買代金（残金）の領収証書の写し

イ　所有権移転登記請求書

ウ　登録免許税納付の領収証書
エ　住民票（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの、個人の方のみ。）

１３　留意事項

(1) 物件調書の内容と現況が相違する場合には、現況（売却物件に係る現況からの変更箇所①から⑤に記載の内容を除く。）を優先します。
(2) 上記記載のとおり、売却物件については、現況有姿（売却物件に係る現況からの変更箇所①から⑤に記載の内容を除く。）での引渡し（土地の所有権移転時に売却物件に係る現況からの変更箇所①から⑤の変更が完了していない場合、変更完了後に変更した状態で引渡しとなります。）となりますので、必ず事前に現地、現況及び近隣状況を確認し、この募集要領を熟読して、内容を把握した上で参加してください。
(3) 売却物件の敷地内に電柱（電話柱等を含む。）、支線及び道路標識（カーブミラー（北東側にある本市で移設する所有権移転対象外のカーブミラーを除く。）を含む。）等がある場合の移設又は撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。本市ではこれらについて対応しません。
(4) 売却物件の敷地内にフェンス、塀、柵、看板、外灯及びその他付属工作物が設置されている場合、これらの工作物の補修、改修、撤去及びその費用負担等について本市は対応しません。
(5) 物件調書に特段の記載のない限り、土地に関する埋設物、土壌汚染及び地盤調査は行っていません。
(6) 売却物件の敷地内にごみ、ガラ、砕石及びその他埋設物等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等について本市は対応しません。
(7) 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて買受人において行っていただきます。
(8) 落札者は、売買契約締結後、売却物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。
(9) 本募集要領に定めのない事項は、本市契約規則その他関係法令に定めるところによります。

１４　問合せ先

富山市新桜町７番３８号（富山市役所西館４階）
富山市役所財務部管財課財産管理係
電話　０７６－４４３－２０２３
ＦＡＸ　０７６－４３１－７６６５

１５　参考法令

地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第二百三十八条の三　公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

２　前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

富山市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める

ところによる。

(1)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号。次号において「法」という。)第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(2)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(市の事務及び事業における措置)

第６条　市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるものとする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　暴力的不法行為等　別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三　指定暴力団　次条の規定により指定された暴力団をいう。

四　指定暴力団連合　第四条の規定により指定された暴力団をいう。

五　指定暴力団等　指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

六　暴力団員　暴力団の構成員をいう。

七　暴力的要求行為　第九条の規定に違反する行為をいう。

八　準暴力的要求行為　一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三十二条　国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

一　指定暴力団員

二　指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

三　法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの

四　指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

富山市の休日を定める条例（抄）

（市の休日）

第１条　次に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

(3) １２月２９日から翌年の１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抄）

（用語の意義）

第二条　この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一　キヤバレー、待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

二　喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）

三　喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

四　まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

五　スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

５　この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

富山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条　法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格６，０００万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。